

岐阜県公報

目次

| | | |
|--|-----------|---|
| 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (税務課) | 三 |
| 岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | (市町村課) | 三 |
| 岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例 | (防災課) | 三 |
| 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例 | (子育て支援課) | 四 |
| 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | (同) | 六 |
| 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | (特別支援教育課) | 六 |

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四一号)
- 一 「地域再生法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第一条関係)
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第四二号)
- 一 「公職選挙法施行令」の一部改正に鑑み、次に掲げる費用に係る県議会選挙及び知事選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定することとした。
 - 1 選挙運動用自動車の使用に係る費用(第四条関係)
 - 2 選挙運動用ビラの作成に係る費用(第四条の二関係)
 - 3 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用(第五条関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第四三号)
- 一 登山の届出の対象地域である活火山地区に白山地域を加えることとした。(第一条関係)
 - 二 届出をせず、又は虚偽の届出をして白山の火口域から二キロメートル以内の区域の山岳に登山した者を過料の対象者に加えることとした。(第七条関係)
 - 三 一に伴い、登山届の提出先に石川県及び福井県の行政機関を加えることとした。(第五条関係)

号外(一) 平成二十八年七月五日

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) 休日に当たら

平成二十八年七月五日

四 この条例は、平成二十八年二月一日から施行することとした。ただし、二に係る規定は、その翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例(条例第(四四号))

一 保育の担い手の確保を図るための関係省令等の一部改正に伴い、次の三条例について人員配置の基準を緩和することとした。

1 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例

(一) 朝夕等の園児が少数である時間帯において、職員の配置基準により算定される人数が二人を下回っている場合に限り、当分の間、職員のうち一人を幼稚園教諭又は保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者をもって代えることができることとした。(附則第三項関係)

(二) 当分の間、小学校教諭、養護教諭等の免許状を有する者をもって幼稚園教諭又は保育士に代えることができることとした。(附則第四項及び附則第五項関係)

(三) 配置基準を上回って必要となる職員について、当分の間、幼稚園教諭又は保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者をもって代えることができることとした。(附則第六項関係)

(四) 幼稚園教諭又は保育士に代えて配置する(二)及び(三)の職員の総数は、配置基準上必要となる職員の三分の一を超えてはならないこととした。(附則第七項関係)

2 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(一) 朝夕等の児童が少数である時間帯において、職員の配置基準により算定される人数が二人を下回っている場合に限り、当分の間、保育士のうち一人を保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者をもって代えることができることとした。(附則第一八項関係)

(二) 当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の免許状を有する者をもって保育士に代えることができることとした。(附則第一九項関係)

(三) 配置基準を上回って必要となる保育士について、当分の間、保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者をもって代えることができることとした。(附則第二〇項関係)

(四) 保育士に代えて配置する(二)及び(三)の職員の総数は、配置基準上必要となる職員の三分の一を超えてはならないこととした。(附則第二二項関係)

3 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(一) 朝夕等の園児が少数である時間帯において、職員の配置基準により算定される人数が二人を下回っている場合に限り、当分の間、保育教諭のうち一人を保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認められる者をもって代えることができることとした。(附則第九項関係)

(二) 当分の間、小学校教諭又は養護教諭の免許状を有する者をもって保育教諭に代えることができることとした。(附則第一〇項関係)

(三) 配置基準を上回って必要となる保育教諭について、当分の間、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認められる者をもって代えることができることとした。(附則第一一項関係)

(四) 保育教諭に代えて配置する(二)及び(三)の職員の総数は、配置基準上必要となる職員の三分の一を超えてはならないこととした。(附則第二二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第四五号)

一 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、保育室等を四階以上に設置する保育所の屋内避難階段の構造基準について、次のとおり改定することとした。(第四四条関係)

1 付室の構造について、階段室への煙の流入を防止できるものとして国土交通大臣の認定を受けたものを加えることとした。

2 階段室への煙の流入を防止できるものとして国土交通大臣が定めたものを階段室に備える場合についても可能とするものとした。

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第四六号)

一 岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校を岐阜市に設置することとした。(別表第二二関係)

二 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十一号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十二号

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平

成六年岐阜県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第四条の二第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「三十六万五千円と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第五条中「三十万八千七百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に改め、同条第二号中「二十五万五千二百四十円と二十六円七十三銭」を「二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十三号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

三 白山の火口域から四キロメートル以内の地域

第五条第一項中「の各号」を削り、同項後段を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、登山者が同項各号に掲げる事項を登山計画書、入山届その他の書面を提出することその他規則で定める方法により登山活動団体又は次の各号

に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める県の行政機関に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。

一 北アルプス地区又は第二条第二項第二号に掲げる地域の山岳に登山する場合
富山県又は長野県

二 第二条第二項第一号に掲げる地域の山岳に登山する場合 長野県

三 第二条第二項第三号に掲げる地域の山岳に登山する場合 石川県又は福井県

第六条中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七条中「活火山地区」の下に「第二条第二項第一号及び第二号に掲げる地域のうち」を加える。

第二条 岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条中「第一条第二項第一号及び第二号に掲げる地域のうち火口域から一キロメートル以内の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 御嶽山の火口域から一キロメートル以内の区域

二 焼岳の火口域から一キロメートル以内の区域

三 白山の火口域から二キロメートル以内の区域

附 則

1 この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の第一条の規定による改正後の岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例（以下「新条例」という。）第一条第二項第三号に掲げる地域における登山者の動向及び新条例第五条第一項の規定による届出の状況を勘案した上で、施行日の翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新条例第二条第二項第三号に掲げる地域の山岳に登山している者については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十四号

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

（岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

（認定こども園の職員資格に関する特例）

3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六条第一項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、第七条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、第六条第一項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士登録証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とする事ができる。

4 第七条第一項及び第四項（同項の規則で定める場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもって代えることができる。

5 第七条第二項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士登録証を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第七条第一項、第二項及び第四項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士登録証を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士登録証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第六条第一項の規定により認定ことも園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

| | | |
|-------|---|--|
| 附則第四項 | 第七条第一項及び第四項(同項の規則で定める場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者 | 幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者 |
| 附則第五項 | 第七条第二項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士登録証を有する者 | 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者 |
| 附則第六項 | 第七条第一項、第二項及び第四項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士登録証を有する者 | 知事が幼稚園の教員免許状又は保育士登録証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者 |

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第十九項を附則第二十三項とし、附則第十八項を附則第二十二項とし、附則第十七項の次に次の四項を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

18 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定ことも園(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)(又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第四十六条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

19 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員

免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

20 附則第十八項に規定する事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

21 前二項の規定を適用する場合においては、保育士(法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第七項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を前二項の規定の適用がないとした場合における第四十六条第二項の規定により算定される保育士の数の三分の二以上置かなければならない。

(岐阜県幼保連携型認定ことも園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県幼保連携型認定ことも園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年岐阜県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表備考第一号中「以下この号」の下に「及び附則第十項」を加える。

附則に次の四項を加える。

(幼保連携型認定ことも園の職員の数等に係る特例)

9 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第四条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として定めることができる。

10 第四条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第四条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならない。

12 前二項の規定により第四条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十五号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項第二号の表二階の部避難用の項及び三階の部避難用の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表四階以上の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効

に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十六号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

| | |
|------------------|-----|
| 岐阜県立岐阜盲学校 | 岐阜市 |
| 岐阜県立岐阜聾学校 | |
| 岐阜県立長良特別支援学校 | |
| 岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校 | |

を

| | |
|------------------|-----|
| 岐阜県立岐阜盲学校 | 岐阜市 |
| 岐阜県立岐阜聾学校 | |
| 岐阜県立長良特別支援学校 | |
| 岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校 | |

に改める。

| |
|------------------|
| 岐阜県立岐阜本巣特別支援学校 |
| 岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校 |

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十八年七月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社